

商店街・小売市場のための

支援策ガイド

平成23年度



神戸市産業振興局

商業課

目次

○ こんな時！ どんな支援策が 活用できるの？

I 空き地・空き店舗の活用

- 1 神戸市総合空き店舗活用支援事業 1
- 2 (兵庫県) 商店街新規出店・開業等支援事業 . . . 3

II 賑わいづくり、魅力づくり

- 1 神戸市商店街・小売市場による地域力アップ事業 . 4
- 2 地域商業サポート事業 5
- 3 地域活性化集客支援事業 6
- 4 商店街活性化事業 (元気づくり事業) 6
- 5 被災商店街にぎわい支援事業 (商店街等復興特別事業) 7
- 6 まちのにぎわいづくり一括助成 7
- 7 商店街・まち再生プランづくり事業 8
- 8 商店街・まち再生整備事業 9

III 快適な商環境のために

- 1 商店街・小売市場共同施設建設補助事業 10
- 2 商店街等復興基金特別事業 (ハード関連) 11
- 3 商業施設魅力アップ支援事業 11
- 4 商店街共同施設撤去支援事業 11

IV 融資制度

- 1 神戸市融資制度 13
- 2 その他、兵庫県・政府系金融機関の融資制度 . . 14
- 3 中小企業高度化資金融資 15

V 活性化に向けて ―相談・研修・貸会議室など―

- 1 商業活性化の相談 16
- 2 中小企業への経営支援・相談 16
- 3 組合組織設立の相談 17
- 4 神戸商業経営研究会 17
- 5 神戸挑戦企業事業具体化支援補助 18
- 6 KOBE ドリームキャッチプロジェクト 18
- 7 KOBE 開業支援プロジェクト 18
- 8 専門家派遣事業 19
- 9 専門家出張コンサルティング 20
- 10 創業・経営革新等に関する相談 20
- 11 企業連携支援アドバイザー派遣事業 21
- 12 セミナー・講座の開催 21

- 13 ICT化普及研修の開催 22
- 14 小規模事業者向け ICT 導入活用推進事業 22
- 15 貸会議室 23

VI 情報提供

- 1 (公財) 神戸市産業振興財団 24
- 2 (公財) ひょうご産業活性化センター 25

VII 国の支援制度 (経済産業省)

- 中小商業活力向上事業 26

参考資料

- 商業振興関係機関一覧 28

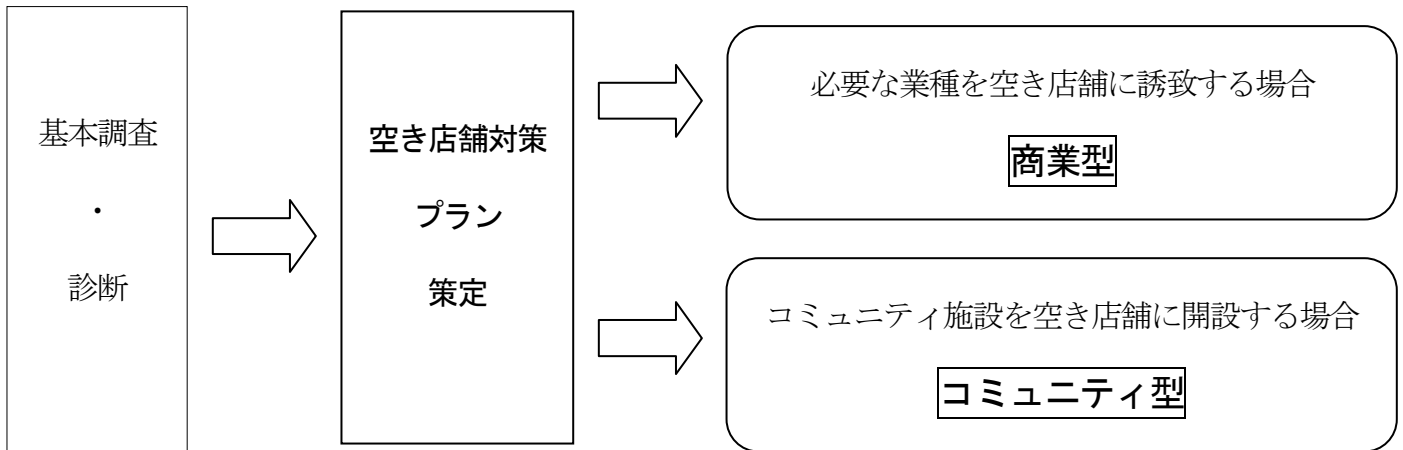
こんな時！ 神戸市のどんな支援策が活用できるの？

《空き地・空き店舗の活用》

【 戦略的空き店舗活用支援事業・1ページ 】

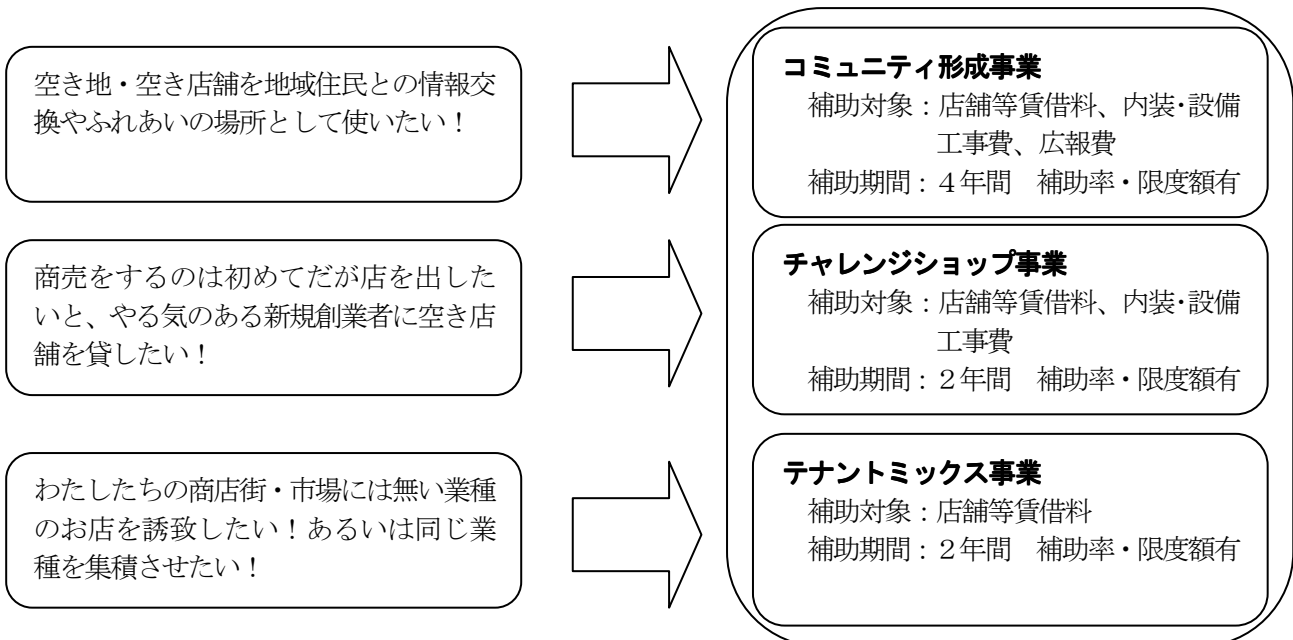
空き店舗対策に取り組もうとする際、「商店街・小売市場が生き残るために何を目指し、何をすべきか」という長期的視点がなければ、せっかく新しい店が出てきても長続きしないのではないのでしょうか。単に空いた区画を埋めるのではなく、商店街・小売市場全体を活性化していくためには、専門家のアドバイスも受けながら、自ら策定した空き店舗対策に関するプラン（テーマ）に沿って進めることが重要であると考えています。

そこで、このようなプランづくりから店舗誘致・賃借料等補助までを一貫して、かつ柔軟に支援する事業が戦略的空き店舗活用支援事業です。



【空き店舗活用支援事業・1ページ】

上記とは異なり、プランを策定せずに補助が受けられます。



総合空き店舗活用支援事業の事例

【戦略的空き店舗活用支援事業】

○元町6丁目商店街 プランの名称：「神戸元町夢ショップ」プラン〔プラン策定事業〕

女性客や在留外国人を意識した店舗の誘致を図るとともに、元町ファンの確立に向けた元町らしさを発信できる店舗の集積と元町ブランドの創出をめざす。

○丸五市場 プランの名称：「アジアの雰囲気にあふれた広域商圏型の市場形成」プラン〔プラン策定事業〕

生鮮を中心とする「食」の集積を図るとともに、新長田で進められている「鉄人・三国志のまちづくり」との連携や「三国志ブーム」、「拡大するアジアへの期待」といったニーズに対応した広域市場をめざす。

【空き店舗活用支援事業】

○平野市場 「まちと市場の情報発信基地」〔コミュニティ形成事業〕

コミュニティ形成を図るため、地元小学生等の宿題教室など各種教室の開催や、平野のまちの見どころ案内などの情報発信基地を設置

○丸五市場 「中国家庭料理の販売」〔チャレンジショップ事業〕

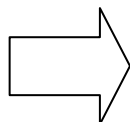
韓国・中国・東南アジアの多くの定住外国人が居住している地域特性を活かし、アジアの食文化の発信拠点とする「丸五アジア横丁」への水餃子・ジャージャー麺・ワンタンなどの販売店設置

○御影市場 「欧風料理・惣菜の販売」〔テナントミックス事業〕

不足業種補完のため、石窯を利用した欧風窯焼き料理・欧風総菜料理の販売店設置

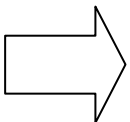
《賑わいづくり、魅力づくり》

高齢者・子ども・環境などをテーマに地域の活性化につながる取り組みをしたい！



地域力アップ事業・・・4ページ
補助率：2/3（一部異なります）
限度額：50万円

地域の賑わいづくりや集客拡大のために商店街・市場の皆でイベントをしたい！



地域商業サポート事業・・・5ページ

賑わい創出・魅力づくり事業
補助率：1/3 限度額：30万円

活用事例

【地域力アップ事業】

○神戸元町商店街連合会「元町イメージアップ 神戸元町マスコットキャラクターネーミング募集」

マスコットキャラクターのデザインやネーミングを募集し、元町商店街のキャラクターとして、地元神戸に限らず、広く愛されるように広報していく。また、他地域とのマスコットキャラクターとも連携することにより、神戸元町を広くアピールし、元町地域の活性化を図る。

○大正筋商店街振興組合「大正ハイカラ進歩住夢亭 教え合い教室」

地域資源や地域特性を活かした情報発信基地(コミュニティの核)の拠点として、平成19年に大正筋商店街の空き店舗を活用して「大正ハイカラ進歩住夢亭」を開設した。地域の人々にこの施設を活用してもらうため、地域団体と連携した教え合い教室を開催し、地域住民の日々の暮らしと密接したつながりを持ち、幅広い年代の人々が参加してもらえるような活動の場の創設を目指す。

【賑わい創出・魅力づくり事業】

○甲南本通商店街振興組合

「甲南ふれあいサマーフェスタ」

○水道筋商店街協同組合

復刻版「水道筋平成の夜店」

○三宮センター街2丁目商店街振興組合

「夏の涼しさ“氷柱”で演出」

○湊川5連合会

「湊川夜市」

○板宿本通商店街振興組合

「2010 いたやど夜店まつり」

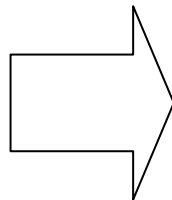
神戸市内で約80団体がイベントを開催するにあたり活用されています。

《快適な商環境のために》

アーケード・アーチ・街路灯などが老朽化してきたので、改修したいとき！

アーケード・アーチ・街路灯を新設したいとき！

安全・安心な商店街・小売市場づくりのため防犯対策として防犯カメラを設置したいとき！



商店街・小売市場共同施設建設補助事業 ・・・10ページ

アーチ、アーケード、街路灯、カラー舗装等の新設・改修

補助率：法人1/4 非法人1/5

限度額：法人 600万円
非法人 500万円

防犯カメラ設置

補助率：1/4

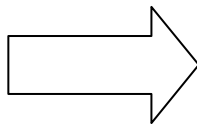
限度額：法人・非法人100万円

活用事例

- 元町3丁目商店街振興組合・・・・・・・・・・・・・・アーケード改修
- 大正筋商店街振興組合・・・・・・・・・・・・・・手形レリーフ増設
- 新長田本町筋商店街連合会・・・・・・・・・・・・・・防犯カメラシステム設置
- 神戸新開地商店街振興組合・・・・・・・・・・・・・・LEDの埋め込み

《融資制度》 ・・・13ページより

色々な取り組み活動を計画しているが、資金面でなかなか計画を実行できないとき！



神戸市融資制度・・・・・・・・・・・・13ページ
一般的な事業資金（設備・運転、長期・短期）など
その他の融資・・・・・・・・・・・・14・15ページ

《活性化に向けて》 - 相談・研修・貸会議室など - 16ページより

活性化に向けての相談や研修会・会議等のための貸会議室、パソコン研修、専門家の派遣等の支援策を紹介しています。

I 空き地・空き店舗の活用

神戸市

神戸市総合空き店舗活用支援事業

事業概要

地域商業の活性化に資することを目的として、商店街・小売市場の実施する空き店舗対策に対して、事業の目的や内容（公益性・必要性など）に応じたきめ細かな補助メニューによる支援を行います。

支援内容

[戦略的空き店舗活用支援事業]

商店街・小売市場が実施する基本調査・診断、空き店舗対策プランの策定、家主交渉、出店交渉、店舗誘致を継続的に支援する専門家を派遣するものです。

- ・補助率 2分の1
- ・補助限度額 150万円

①空き店舗賃借料等補助（商業型）

商店街・小売市場が、プランに基づき必要な業種を空き店舗に誘致する場合に、その賃借料等の一部を補助するものです。

- (ア) 補助対象経費 ①賃借料 ②内装・設備工事費（初年度のみ） ③広報費（単年度のみ）
- (イ) 補助率 3分の1
- (ウ) 補助限度額 ①3万3千円/月 ②25万円 ③3万3千円
- (エ) 補助期間 5年

②空き店舗賃借料等補助（コミュニティ型）

商店街・小売市場が、地域団体、NPO、学生などと連携し、一般の店舗以外のコミュニティ施設を空き店舗に開設する場合に、その賃借料等の一部を補助するものです。

- (ア) 補助対象経費 ①賃借料 ②内装・設備工事費（初年度のみ） ③広報費（単年度のみ）
- (イ) 補助率 3分の2（2年間）⇒2分の1（2年間）⇒3分の1（1年間）
- (ウ) 補助限度額 ①6万6千円/月 ②40万円 ③6万6千円
- (エ) 補助期間 5年

[空き店舗活用支援事業]

①コミュニティ形成事業

商店街・小売市場が、地域住民と連携しながら地域ニーズに対応した活動に取り組み、コミュニティの形成に寄与する施設を設置・運営するために、空き店舗等を賃借する場合に、その賃借料等の一部を助成するものです。

- (ア) 補助対象経費 ①賃借料 ②内装・設備工事費（初年度のみ） ③広報費（単年度のみ）
- (イ) 補助率 3分の2以内（2年間）⇒2分の1以内（1年間）⇒3分の1以内（1年間）
- (ウ) 補助限度額 ①20万円/月 ②40万円 ③6万6千円
- (エ) 補助期間 4年以内

②チャレンジショップ事業

商店街・小売市場が、意欲ある起業家が小資本で創業することのできるチャレンジショップを設置・運営するために、空き店舗等を賃借する場合に、その賃借料等の一部を助成するものです。

- (ア) 補助対象経費 ①賃借料 ②内装・設備工事費（初年度のみ）
(イ) 補助率 2分の1以内
(ウ) 補助限度額 ①15万円／月 ②30万円
(エ) 補助期間 2年以内
(オ) 起業家の入居期間 原則として6ヶ月間、1回に限り更新可能
(カ) その他 ・新規創業の起業家であることが必要です。
・起業家からは、店舗使用料を徴収できます。

③テナントミックス事業

商店街・小売市場が、不足している業種を誘致するため、あるいは、既存の業種と同じ業種を誘致し商業集積を図るために、空き店舗を賃借する場合に、その賃借料の一部を助成するものです。

- (ア) 補助対象経費 賃借料
(イ) 補助率 4分の1以内
(ウ) 補助限度額 7万5千円／月
(エ) 補助期間 2年以内
(オ) その他 新規開業者からは、店舗使用料を徴収できます。

※ ①～③について兵庫県「商店街新規出店・開業等支援事業（商店街等復興基金特別事業）」（3ページ）等、他団体の助成制度と併用する場合は、その助成額を補助対象経費から除外します。

募集期間

随時

お問い合わせは 神戸市産業振興局商業課 322-5336

事業概要

地域におけるまちの賑わいや活気の創出を図るため、商店街や小売市場の空き店舗を活用する取り組みを支援します。

支援内容

① 空き店舗情報の提供

ホームページ上で、商店街等にある空き店舗情報を提供しています。

② 商業アドバイザーの派遣

助成制度の活用を検討している商業団体や開業予定者等へ商業アドバイザーを派遣します（1案件あたり2回。派遣費用の一部（3分の1）を負担していただきます。）。

③ 助成制度

区 分	新規出店支援事業	商店継承支援事業	地域交流促進等施設設置・運営支援事業
助 成 対 象 者	(ア) センターが支援した 開業者〔※1〕 (イ) 商店街、小売市場 (ウ) 商工会、商工会議所 (エ) 第三セクター、まち づくり団体	(ア) センターが支援した 開業者〔※1〕 (イ) 商店街、小売市場 (ウ) 商工会、商工会議所 (エ) 第三セクター、まち づくり団体	(ア) 商店街、小売市場 (イ) 商工会、商工会議所 (ウ) 第三セクター、まち づくり団体等
対 象 事 業	意欲ある事業者等の新規出 店、業種転換、業態変更の促 進を図る事業（事業計画等の 実現性が高く、商店街の活性 化に役立つと判断される事 業）	後継者不在店舗の設備等を活 用した新規出店の促進を図る 事業	商店街等の空き店舗等を活用 した子育て・高齢者支援など 地域間交流や生活支援を図る 施設の設置・運営事業
対 象 経 費	店舗等賃借料、内装工事費、 ファサード整備費	店舗等賃借料、内装工事費、 ファサード整備費	店舗等賃借料、内装工事費、 ファサード整備費、広報宣 伝費等運営費
助 成 期 間	2年	2年	3年
助 成 率	3分の1以内	3分の1以内	2分の1以内
助 成 限 度 額	1年目 150万円 2年目 50万円	1年目 150万円 2年目 50万円	1年目 300万円 2年目 100万円 3年目 50万円

〔※1〕センター（(公財) ひょうご産業活性化センター）に登録された商業アドバイザーの派遣を受け、事業計画等の実現性が高く、助成を受けることが適切とセンターで認められた者

お問い合わせは

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター商業支援課 291-8171

II 賑わいづくり、魅力づくり

神戸市

神戸市商店街・小売市場による地域力アップ事業

事業概要

「地域商業の活性化は地域そのものの活性化と密接不可分」であることから、地域力アップに貢献する活動を通じて、商店街・小売市場の活性化を図る以下の先進的な取り組みに対し、その初期段階での活動を支援することにより、継続的な取り組みにつなげていきます。

支援内容

① 対象団体

商店街又は小売市場の団体

※企画した活動の完了まで責任を持って遂行できる団体

② 補助対象事業

上記の団体が下記のテーマに沿って実施する、商店街・小売市場の活性化さらには地域の活性化につながる初動期（活動開始から3年以内）の活動

<テーマ>

- (ア) 安全・安心な商店街・市場づくり
- (イ) 高齢者・障害者にやさしい商店街・市場づくり
- (ウ) 子どもにやさしい商店街・市場づくり
- (エ) 環境にやさしい商店街・市場づくり
- (オ) 地域・歴史にちなんだ商店街・市場づくり
- (カ) 芸術・文化をいかした商店街・市場づくり
- (キ) デザインに配慮した商店街・市場づくり
- (ク) 大学・学生との連携による商店街・市場づくり

③ 補助率

3分の2

④ 補助額

5万円以上50万円以内

お問い合わせは

神戸市産業振興局商業課

322-5336

事業概要

地域活性化に商業が果たす役割を踏まえ、商業者の意識改革と継続性ある事業の推進を促すため、商店街・小売市場の段階的な事業の発展をサポートします。

支援内容

①賑わい創出・魅力づくり

地域の賑わいづくりや集客拡大のために商店街・小売市場が行うふれあいイベントの開催経費の一部を助成するものです。

- (ア) 補助対象事業 商店街・小売市場が行うコミュニティイベントの開催経費
- (イ) 補助率 3分の1以内
※被災商店街にぎわい支援事業と併用する場合は、その助成額を総事業費から除外します。
- (ウ) 補助限度額 30万円
- (エ) 併用可能な制度 兵庫県商店街活性化事業（兵庫県商店街元気づくり事業、又は地域活性化集客支援事業）、被災商店街にぎわい支援事業（り災証明により併用可能）
（6、7ページをご覧ください。）

②異業種・異地域間交流支援

既存の商店街・小売市場という場を離れて、意欲的に異業種・異地域間の交流に取り組む全市的なグループに対して、活動にかかる経費の一部を助成します。

- (ア) 補助率 2分の1以内
- (イ) 補助限度額 30万円/年

お問い合わせは 神戸市産業振興局商業課 322-5336

事業概要

神戸の地域経済の活性化を図るため、地域経済の重要な担い手である観光関連団体や地場産業組合、商店街等が実施する集客・交流イベント事業を支援し、地域の賑わいの創出を行います。

支援内容

①補助対象事業

地域経済の活性化を図るため、観光関連団体や地場産業組合、商店街等が実施する集客・交流イベント事業

②補助対象事業者

- (ア) 観光協会など観光関連団体
- (イ) 地場産業関連団体
- (ウ) 商店街・小売市場等商店関連団体
- (エ) 観光業者、商業者等が主たる構成員である団体等

③補助率 2分の1

④補助限度額 50万円

⑤補助対象経費

補助対象事業を実施するために必要な次の経費のうち、相当と認めるもの。

- (ア) 借損料 (イ) 会場設営・撤去費 (ウ) 会場整理・警備費 (エ) 広報・宣伝費

補助対象期間：平成23年度

お問い合わせは

兵庫県神戸県民局商工労政課

361-8638

事業概要

商店街等が取り組む地域と一体となったイベントの取り組みに対して支援しています。

支援内容

- ① 補助対象事業 商店街等が地域と一体となって実施するイベント事業
- ② 補助対象団体 商店街、小売市場
- ③ 補助率 4分の1（ひょうごポイント活用の場合は4分の1加算）（別途市4分の1補助）
※商店街等に対して、市が随伴相当額以上の経費負担をしている場合は随伴不要。
※（公財）阪神・淡路大震災復興基金による「被災商店街にぎわい支援事業」との併用は不可。
- ④ 補助限度額 30万円（ひょうごポイント活用の場合は30万円加算）

お問い合わせは

兵庫県神戸県民局商工労政課

361-8637

事業概要

阪神・淡路大震災により多大な影響をうけている商店街・小売市場等の課題に対応するため、（公財）阪神・淡路大震災復興基金による各種事業を実施しています。

支援内容

商店街・小売市場が復興をアピールし、来街者の増加を図るために開催する復興イベントの経費の一部を補助します。

- (ア) 補助対象事業 にぎわいを創出するためのイベントで、補助対象経費300万円以上のもの（年複数回、複数ヶ月にわたって実施するものも含む）
- (イ) 補助率 定額
※ 兵庫県による「商店街活性化事業（元気づくり事業）」との併用は不可。
- (ウ) 補助限度額 200万円
- (エ) 補助対象団体 商店街・小売市場等（ただし、構成員の5%以上が全壊または半壊の罹災証明、または構成員の半数以上が罹災証明を受けていることが必要）

お問い合わせは

神戸商工会議所各支部

(各支部の連絡先は28ページを参照して下さい)

事業概要

地域を構造的に変革し、地域住民の生活の質の向上につながるような取り組みについて、地域が主体になり、住民・地域団体・商店街・NPO等が一体となって行う取り組みに対して、重点的に包括支援（助成）を行い、被災地域の活性化を図る。

支援内容

① 助成対象者

地域の住民・地域団体・商店街・NPO等により、プロジェクトを実施するために組織された団体（助成は1回のみ、これまでの一括助成事業採択歴は問わない）

② 助成対象地区

被災市（※）内において、震災の物理的な影響を受け、構造的に地域を変革する必要があると地元市から認められた地区

※ 被災市

神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・明石市・三木市・洲本市・淡路市・南あわじ市

③ 対象事業

地域住民の安全・安心・環境等生活の質の向上を図り、住民が快適に生活できるようにする事業で、かつ、地域の構造的な問題を抜本的に解決するために地域が一丸となって行われるにぎわいづくりにつながる新しい取り組み。

④ 助成限度額

各段階において、提案内容や事業実施状況等を審査し、採択団体を決定する。

- ・ 第一段階：3,000千円以内
- ・ 第二段階：7,000千円以内
- ・ 第三段階：10,000千円以内

⑤ 助成対象期間

- ・ 第一段階：交付決定から1年間以内
- ・ 第二段階：第二段階の交付決定から1年間以内
- ・ 第三段階：第三段階の交付決定から2年間以内

お問い合わせは 兵庫県企画県民部防災企画局復興支援課 341-7711 (代)

兵庫県 商店街・まち再生プランづくり事業（商店街等復興特別事業）

事業概要

市街地の居住人口の減少や都市機能の郊外移転などまちの衰退と相まって進む商店街の空洞化に対し、再生の鍵となる活性化プラン等の策定を支援します。

支援内容

	コンサルティング事業	再生計画策定事業
内 容	商店街等に専門家を派遣し、空き店舗、空き地の発生状況等の調査・分析、地域のマーケットニーズを踏まえた商店街活性化のコンセプトの設定、事業展開の方向性の提示等を支援します。	コンセプトと商圈分析を踏まえた、空き地、空き店舗を活用した商業施設、駐車場、住宅等の整備などの具体の事業プランの策定を支援します。
対象事業者	商店街、小売市場、まちづくり会社等	
補助対象経費	コンサルタント費用	プラン策定費
補 助 率	4分の3以内	
補助限度額	525千円	4,500千円

お問い合わせは 兵庫県産業労働部産業振興局経営商業課 341-7711 (代)

事業概要

未利用の空き店舗や空き地が長期間放置されている商店街や再開発ビルについて、まちづくり会社等による不動産の所有と利用を分離した未利用店舗や未利用地の有効活用を支援し、商店街や再開発ビルの再生を図ります。

支援内容

商店街まち再生プランづくり事業により策定した再生計画又はそれと同等の計画に基づき実施する事業を支援します。

- | | | |
|-----|--------|---|
| (ア) | 対象事業者 | 民間事業者、商店街振興組合、事業協同組合 |
| (イ) | 補助対象経費 | 店舗の改装・改修・改築費、駐車場・広場等整備費 |
| (ウ) | 補助率 | 3分の2以内 |
| (エ) | 補助限度額 | 20,000千円／箇所（店舗等転貸事業）、2,000千円／箇所（駐車場等整備事業） |

お問い合わせは

兵庫県産業労働部産業振興局経営商業課 341-7711（代）

Ⅲ 快適な商環境のために

神戸市

商店街・小売市場共同施設建設補助事業

事業概要

快適な商環境づくりのため、商店街・小売市場が行うアーチ・アーケード等の共同施設の設置等に対して、工事費の一部を補助します。また、安全・安心な買い物ができ、楽しく時間を過ごせる商店街・小売市場づくりを進めるため、防犯カメラ設置にかかる経費、街路灯電力料金の一部を補助します。

支援内容

① 共同施設建設補助

対象団体：商店街・小売市場

補助対象共同施設	補助対象団体	補助率	補助限度額
アーチ、アーケード、街路灯、冷房施設、会館・集会所、カラ一舗装、駐車場・駐輪場（来街者の利用に供するもの）、休憩施設（ベンチ休憩所等）、利便施設（インフォメーション、物品預かり所、共同トイレ等）、ストリートファニチャー（シンボル、モニュメント、彫刻、噴水等）その他コミュニティ施設、ニューメディア施設（POS等）	法人	25%	600万円
	非法人	20%	500万円
防犯カメラシステム	法人／非法人	25%	100万円

※ただし、補助対象額が100万円以上の工事及び事業に限ります。

② 街路灯電力料補助金

商店街等が共同で管理する街路灯（終夜点灯するもの）に要する「電力料」の一部を補助します。

①②のお問い合わせは 神戸市産業振興局商業課 322-5336

③ 商店街等カラ一舗装補助（非法人も利用可能）

地域の景観向上、活性化、環境向上等のために、道路舗装カラ一化を商店街等の施工により行う場合、工事費の一部を補助します。

(ア) 費用負担

	神戸市	地元
表層	工事費の一部を助成	助成費を除いた全額
路盤	全額	

(イ) 補助額

- ・4,500円/㎡を限度額とします（表層部分の材質により単価が異なります）。
- ・なお、共同施設建設補助金との併用はできません。ただし、カラ一舗装以外の施設へは利用可能です。

③のお問い合わせは 神戸市建設局道路部工務課 322-5390

事業概要

阪神・淡路大震災により多大な影響をうけている商店街・小売市場等の課題に対応するため、(公財)阪神・淡路大震災復興基金による各種事業を実施しています。

支援内容

①商店街・小売市場の共同施設建設費助成事業

商店街・小売市場が建設する共同施設に対して、その経費の一部を補助します。

(ア) 補助対象事業

補助事業者の共同施設建設事業で、事業費が100万円以上の事業とし、他の国・県の補助金（中小企業高度化資金を含む）を受ける事業を除きます。

(イ) 補助率 3分の1以内

(ウ) 補助限度額 800万円

◇留意点

- ①意向調査（3月に実施）で要望していなければ、年度途中での申請はできません。
- ②兵庫県（復興基金）の申請は、契約予定日の1ヶ月以上前までをお願いします。

②商業施設魅力アップ支援事業

商店街店舗の外装改修による美観形成や昼夜の回遊性向上の取組みを支援することにより、商店街の魅力アップや賑わい創出を図ります。

(ア) 補助対象事業

商業施設の所有者又はテナント事業者がモデル事業として、商店街の美観形成や夜間の回遊性向上に寄与する商店街店舗を改装する事業

(イ) 補助対象工事費 シースルーシャッター、防火ガラス、ショーウィンドー改装、伝統的・歴史的街並みに係る外観改装等（対象要件あり）

(ウ) 補助率 4分の1以内

(エ) 補助限度額 250万円

③商店街共同施設撤去支援事業

空洞化の進む商店街を開放的かつ安全な空間に変え、空き店舗等の住宅転換を促進するとともに、まち全体の魅力の創出を図るため、老朽化した共同施設の撤去を支援します。

(ア) 補助対象事業

商店街振興組合等が空き店舗の住宅転換促進等、まち全体の魅力創出のために老朽化したアーケード等の共同施設を撤去する事業（共同施設更新を目的とする撤去は対象外）

(イ) 補助率 3分の2以内

(ウ) 補助限度額 1,000万円

お問い合わせは

神戸市産業振興局商業課

322-5336

兵庫県産業労働部産業振興局経営商業課

341-7711 (代)

IV 融資制度

融資制度

(1) 神戸市融資制度

企業経営の質的向上や体質改善を図るために、資金面から支援を行っています。日頃、金融機関と取引のない方でも、有利な条件で借りることができる神戸市の中小企業融資制度です。安心してご利用ください。

● 融資を受けることができる方

原則として、次の条件をすべて満たしている中小企業者及び協同組合等

- ① 本市に主たる事業所を有し、事業（保証対象業種）を営んでいること（一部の融資制度では、事業歴要件があります）。
- ② 許可・認可等を必要とする業種で、その許可・認可等を受けていること。
- ③ 当該事業にかかる市民税を滞納していないこと。
- ④ 融資金の返済の見込みが確実なこと。

● 融資の種類

・一般的な事業資金（設備・運転、長期・短期）を必要とするとき
長期事業資金融資 短期資金融資
季節資金融資

・小規模事業者が利用するとき（従業員が20人（卸売・小売・サービス業の場合従業員5人）以下）
小規模企業おうえん融資 無担保無保証人融資
小規模事業資金融資

・不況による売上減少や取引先の倒産、取引金融機関の破綻・事業譲渡等の影響により、経営や資金繰りに支障が生じたとき
セーフティーネット資金融資
・既往借入金の返済負担を借換により軽減するとき
借換資金融資

その他、各種融資制度があります。

● 申込先

直接取扱金融機関へ申し込むことができます。

※取引金融機関がない方などは、神戸商工会議所または中小企業振興センターへご相談ください。なお、融資の種類によっては、申込み受付機関が異なる場合があります。

● その他

*小規模企業おうえん融資、無担保無保証人融資、小規模事業資金融資について、平成23年度に限り、1件500万円以下の融資にかかる信用保証料について、全額神戸市が負担します。

*融資金をその目的に使用されなかったときは、融資金を一括して返済していただき、以降の融資を行わないことがあります。

お問い合わせは

神戸商工会議所 各支部

(各支部の連絡先は28ページを参照して下さい)

中小企業振興センター 金融係 360-3205-3206

(神戸市産業振興センター内)

(2) その他、兵庫県・政府系金融機関の融資制度

(平成23年3月1日現在)

融資の種類	融資限度額	利率	融資(据置)期間	お問い合わせ先
マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)	設備1,500万円 運転1,500万円	1.85%	設備10年(2年)以内 運転7年(1年)以内	神戸商工会議所 各支部
兵庫県小規模資金 (特別小規模貸付)	1,250万円	1.55%	7年(6ヶ月)以内	県地域金融室、神 戸県民局商工労 政課
兵庫県小規模資金 (無担保・無保証人貸付)	1,250万円	1.55%	7年(6ヶ月)以内	
兵庫県小規模資金 (小規模無担保貸付)	2,500万円	1.75%	7年(6ヶ月)以内	
企業活力強化資金	設備・運転併せて 7億2千万円 (運転資金は 2億5千万円まで)	信用リスク等に 応じて定める利 率	設備20年(2年)以内 運転7年(1年)以内	日本政策金融公庫 神戸支店 中小企 業事業

・その他、商業者の方向けの兵庫県の融資制度

① 商店街活性化貸付

商店街・まち再生に向け、商店街施設等の整備を行う商店街振興組合等(まちづくり会社を含む)を支援

- ・融資限度額：3億円
- ・融 資 利 率：1.2%
- ・融 資 期 間：10年(据置2年)以内

② 設備投資促進貸付

設備投資を行おうとする中小企業者を幅広く支援

- ・融資限度額：3億円
- ・融資利率：1.2%(平成23年度限り)
- ・融資期間：10年(据置2年)以内

③ 商店活性化貸付

店舗の増改築等を行う者、空き店舗について店舗・建物を改修・改築し賃貸用住宅や駐車場事業等を営もうとする者を支援

- ・融資限度額：7,000万円
- ・融 資 利 率：1.6%
- ・融 資 期 間：7年(据置1年)以内

・その他、兵庫県の融資制度(資金繰りの支援など)

① 経営円滑化貸付

- ・融資限度額：1億円
- ・融 資 利 率：1.15%
- ・融 資 期 間：10年(据置2年)以内

② 借換貸付

- ・融資限度額：1億円
- ・融 資 利 率：1.85%
- ・融 資 期 間：10年(据置1年)以内

県の相談窓口

兵庫県産業労働部地域金融室 341-7711 (代)

神戸県民局商工労政課 361-8638

このほか、各政府系金融機関ではみなさんの様々なニーズに対応した各種の融資制度を設けていますので、詳細は下記へお問い合わせ下さい。

兵庫県信用保証協会 神戸事務所

保証相談一課 (中央区) 393-3909

保証相談二課 (東灘区・灘区・北区) 393-3913

保証相談三課 (兵庫区・長田区・須磨区) 393-3916

保証相談四課 (垂水区・西区) 393-3915

神戸商工会議所 中小企業振興部 303-5810 (各支部 (27ページ参照) でも受付)

日本政策金融公庫神戸支店

[中小企業事業] 362-5961

[国民生活事業] (中央区・北区・兵庫区・長田区・須磨区) 341-4988

日本政策金融公庫神戸東支店

[国民生活事業] (東灘区・灘区) 854-2900

日本政策金融公庫明石支店 (垂水区・西区)

912-4114

商工組合中央金庫神戸支店

391-7541

(3) 中小企業高度化資金融資

(法人のみ利用可能)

みなさんの組合が、アーケード等の共同施設の設置など、高度化事業を行う場合に、「診断・助言」と「長期・低利融資」の一体的な支援を行います (金利は一般的なもので年1.10%、特別なものについては無利子。貸付期間は20年以内)。

事業を円滑に進めるためには、参加する中小小売事業者等の足並みを揃え、しっかりとした計画を作ることが大切です。

計画に基づき、診断を実施しますので、計画を作成してから事業完了までには最低2年程度の期間が必要です。

① 補助対象団体 商店街振興組合、事業協同組合等

② 高度化事業の種類 中小小売事業者が利用できる主な高度化事業は以下のとおりです。(貸付条件は平成21年4月1日現在ですが、今後変更があり得ますので、詳細は県経営商業課へお問い合わせください。) なお、☆印は、中小小売商業振興法の認定を受けた場合の貸付条件で、より有利となっています。

商店街共同施設事業

組合が商店街の共同施設として、アーケード・カラー舗装・駐車場などの施設を整備する事業

貸付条件

・貸付利率：1.10%、償還期限：20年以内 (3年以内据置)、貸付割合：80%以内

(☆ 貸付利率：無利子、償還期限：20年以内 (3年以内据置)、貸付割合：80%以内)

* 利率は平成22年度末までのものです (1年ごとに見直し)。

* 高度化資金を活用するための計画づくり支援については、25ページを参照して下さい。

お問い合わせは

兵庫県産業労働部産業振興局経営商業課

341-7711 (代)

活性化に向けて — 相談・研修・貸会議室など —

ここでは、活性化に向けての相談や研修会・会議等のための貸会議室、パソコン研修、専門家の派遣等の支援策を紹介します。

(1) 商業活性化の相談

「活性化のきっかけとして商業コンサルタントの話を聞きたい。」「活性化に成功した他の商店街の事例を知りたい。」「市場の再建を考えている。」「活性化といっても何から手をつけてよいのかわからない。」こうした時に、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせは 神戸市産業振興局商業課 322-5336
 (公財) 神戸市産業振興財団 商業支援課 360-3203

(2) 中小企業への経営支援・相談

①常勤の経営指導員により、金融・経営・法律・労務等のご相談に応じます。

お問い合わせは 神戸商工会議所 各支部
 (各支部の連絡先は27ページを参照して下さい)

②専門家窓口相談：専門家（弁護士等）がご相談に応じます。【無料：電話予約制】

相談種別	専門家	開催曜日	時間	ご予約・お問い合わせ
経営	中小企業診断士	第2、4火曜日	午後1時～4時	経営支援センター 367-2010
法律	弁護士	第1、3月曜日		西神戸支部 641-3185
		第2火曜日		経営支援センター 367-2010
		毎週水曜日		東神戸支部 843-2121
		第2、4金曜日		垂水支部 706-1234
		第3火曜日		経営支援センター 367-2010
税務	税理士	第1木曜日		
労務	社会保険労務士	第2、4金曜日		

お問い合わせは 神戸商工会議所 経営支援センター 367-2010、及び各支部

③技術に関する相談

相談種別	専門家	開催曜日	ご予約・お問い合わせ
技術	技術士	月～金	兵庫県技術士会 360-3320

(3) 組合組織設立の相談

みなさんの商店街・小売市場が、現在任意団体であるものを「商店街振興組合」、「事業協同組合」等の組合組織（法人化）にすることで、例えば、活性化事業を行う場合に、高度化資金の利用が可能になるなどのほか、より多くの中小企業施策を活用することができます。

組合の設立や運営には、専門的な法律の知識等が必要になりますので、これらについての相談・助言に応じます。

なお、兵庫県中小企業団体中央会では、商店街、小売市場の組合が行う活性化の取り組みへの支援、研修会、講習会への補助や個別の御相談にのる個別専門指導（個別の商店の御相談にも対応しています。）といった事業を行っています。初めての方もお気軽に御相談下さい。

お問い合わせは

兵庫県中小企業団体中央会

331-2045（代）

(4) 神戸商業経営研究会

中小事業者のみなさんが、学識経験者や専門家とともに「神戸商業の活性化」を目指す異業種交流ネットワークです。

「魅力ある店づくり」「まちづくりと商業・商店街活性化」「商業を取り巻く最新事情」などをテーマに勉強会を行い、神戸商業の新たな可能性の模索、会員相互の情報交換や人材交流を積極的に行っています。

お問い合わせは

研究会事務局（公財）神戸市産業振興財団 商業支援課内） 360-3203

(5) 神戸挑戦企業事業具体化支援補助

制度の目的

新しい分野に進出するための新製品等の開発、経営革新、新たなサービスなどに挑戦しようとする市内中小企業等に対し補助することにより、企業の持つ強みの強化につとめ、市内産業の振興を図ります。

対象事業

新しい分野に進出するための新製品等の研究開発、経営革新、新たなサービスなどに挑戦する事業

対象者

- ① 市内中小企業
- ② 市内中小企業が幹事となって、2分の1以上が市内中小企業で構成されるグループ
- ③ KOBE ドリームキャッチプロジェクトの応募要件を満たす市内在住者

※ ①～③いずれも神戸中小企業融資制度の対象業種に限る

対象経費

新製品等の研究開発、経営革新、新たなサービス等にかかる経費（原材料費、機械・工具購入費、外注加工費、直接人件費、技術指導費、市場調査、見本市出展費、店舗デザイン費、データベース作成費ほか）

補助率 2分の1以内

補助限度額 ① グループによる事業計画のうち技術開発を伴うもの 250万円/件
② その他（単独企業・創業予定者など） 100万円/件

補助期間 1年間（平成23年3月31日）

審査・結果通知 審査を経て8月上旬に結果を通知予定

申請先 神戸市産業振興局工業課 322-5333

お問い合わせは 神戸市産業振興局工業課 322-5333

(6) KOBE ドリームキャッチプロジェクト

新規事業に挑戦する中小・ベンチャー企業等から募集したビジネスプランを、神戸ビジネスプラン評価委員会で評価・認定し、その事業化を支援します。（<http://www.kobe-ipc.or.jp/dreamcatch>）

お問い合わせは (公財) 神戸市産業振興財団 ものづくり・創業推進課 360-3202

(7) KOBE 開業支援プロジェクト

独立・開業希望者に、神戸市内の支援団体からの情報や開業ノウハウをワンストップ相談窓口にて提供します。

お問い合わせは (公財) 神戸市産業振興財団 ものづくり・創業推進課 360-3202

神戸商工会議所 経営支援センター 367-2010

(8) 専門家派遣事業

① 商業まちづくり等支援事業

商店街や小売市場または商業者グループを対象に地域活性化ビジョン、活性化計画の策定や情報化への取り組み、他団体等との連携事業、勉強会の開催などに専門家を派遣し、課題の解決を支援します。

お問い合わせは (公財) 神戸市産業振興財団 商業支援課 360-3203

② 経営革新支援事業

商店の財務、マーケティング、店舗づくりなど、経営上の課題解決や経営改善への取り組みを専門家派遣により支援します。

お問い合わせは (公財) 神戸市産業振興財団 商業支援課 360-3203

③ 食の神戸起業家等支援事業

(専門家派遣)

既存の飲食店、食品小売店や食関連業種でこれから企業をめざす人を対象に新商品・新メニュー開発や店舗計画などで診断士や調理師・管理栄養士、店舗デザイナーなどの専門家を派遣し現存の個店、企業をめざす人を支援します。

(飲食店開業セミナー開催)

起業家支援の一環として兵庫県中小企業団体中央会との共催事業として、飲食業の起業家向けセミナー(有料)を開催します。

お問い合わせは (公財) 神戸市産業振興財団 商業支援課 360-3203

④ ISO規格認証取得支援事業

国際標準化機構 (ISO) 規格 (9001、14001、22000、27001 等) の認証取得を目指す中小企業へ専門家を派遣し、認証取得を支援します。

お問い合わせは (公財) 神戸市産業振興財団 ものづくり・創業推進課 360-3208

(11) 企業連携支援アドバイザー派遣事業

高度化事業計画が円滑に推進できるよう、事業の進め方、基本構想固め、運営体制づくり等事業の初期段階から事業実施計画書の作成までの協力及び高度化資金貸付後の運営段階で生じた諸問題に対する相談・助言をアドバイザー派遣により行います。

(中小企業高度化資金融資は15ページをご覧ください。)

お問い合わせは

兵庫県産業労働部産業振興局経営商業課

341-7711 (代)

(12) セミナー・講座の開催

神戸市産業振興センターでは、産業ニーズや時代の要請に沿った新しいテーマを盛り込んだセミナー・講座を開催します。下表以外にも、セミナーを開催する場合、ホームページで随時お知らせします。

種別	セミナー・講座等の内容	
経営	KCCI 創業塾	1回/年
	KCCI 経営革新塾 (企業価値・経営力向上コース)	1回/年
	KCCI 経営革新塾 (戦略実践コース)	1回/年
	KCCI 経営革新塾 (戦略実践強化コース)	1回/年
	経営革新計画作成実践講座	3回/年
	企業価値・経営力向上講座	1回/年
	企業価値・経営力向上実践講座	2回/年
	実践型ネットショップ開業セミナー	1回/年
	ひょうご優良経営賞 (仮称) 制度説明会	3回/年
	若手社員のための顧客対応力向上セミナー	1回/年

お問い合わせは

(公財) 神戸市産業振興財団 施設管理課

360-3196

(13) ICT化普及研修の開催

神戸市産業振興センター8階のソフトウェア研修室では、ネットワーク化された最新鋭のOA機器を備え、高度情報化社会に対応できる人材育成と中小企業等のICT化普及のため、様々なOA研修を開催しております。
(各コース受講料：無料～2万5千円程度が必要です。)

研修内容	講座時間	回数(年)
パソコンガイダンス	2H	20
Office2007 体験講座	2H	20
Windows7 体験講座	2H	20
ゆっくりパソコン倶楽部	8H	72
パソコン入門講座	6H	15
Word2007 初級	8H	30
Word2007 中級	12H	12
Excel2007 初級	8H	30
Excel2007 中級	12H	12
Excel2007 上級	8H	6
Word2007 ビジネス活用	8H	6
はがき作成講座	8H	4
Excel2007 ビジネス活用編	8H	6
Excel2007 活用マクロ/VBA 編	16H	3
Excel2007 データ分析編	8H	6
PowerPoint2007 入門	12H	7
PowerPoint2007 ビジネス活用編	12H	3
Access2007 基礎	12H	7
Access2007 応用	16H	2
デジタルカメラ活用	8H	5
ブログ入門	8H	5
HP 診断(企業編)	4H	3
ネットショップ開業基礎講座	8H	4
ネットショップ運営対策講座	8H	4
インターネット入門	4H	4
ホームページビルダーVer14 入門	12H	7
JW_CADVer7入門	24H	2
弥生会計入門	24H	3
Microsoft Office Specialist 試験対策 Word 編	16H	2
Microsoft Office Specialist 試験対策 Excel 編	16H	2

お問い合わせは (公財) 神戸市産業振興財団 施設管理課 360-3196

(14) 小規模事業者向けICT導入活用推進事業

ICT能力のある人材が事業者を訪問し、ホームページ・ブログの開設・リニューアル、インターネット販売の導入・サポート事業を実践し、ICTによる新規顧客確保や経営改善を支援する。事業の実施主体は特定非営利活動法人 チームIT神戸。

お問い合わせは (公財) 神戸市産業振興財団 販路開拓支援チーム 360-3210

(15) 貸会議室

神戸市産業振興センターでは、講演会に最適なホール、多目的に使用できる展示場、落ち着いた雰囲気のリセプションルーム、大・小11の会議室を、商店街・小売市場や中小企業の方に安く利用していただいています。講演会、展示会、パーティー、研修会や会議にご利用下さい。

(中小企業者またはその団体が使用する場合)

(単位：円)

施設名	階	定員 (人)	面積 (㎡)	午前	午後	夜間	時間外使用料
				9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	30分延長毎
展示場	2	—	546	31,500	42,000		9,200
ホール	3	397	371	17,500	24,000	24,000	5,500

※ 展示場は8:00~9:00と17:00~21:00、ホールは8:00~9:00に時間外使用料が適用されます。

※操作のため、別途応援操作員の費用負担が必要となる場合があります。

附属設備名	特殊照明装置	特殊音響装置	大型映像装置	グランドピアノ	同時通訳装置	16ミリ映写機	スライドプロジェクター
使用料	一式1回につき 12,500	一式1回につき 2,500	一式1回につき 17,000	1台1回につき 6,500	一式1回につき 28,000	一式1回につき 6,000	一式1回につき 3,500

施設名	階	定員 (人)	面積 (㎡)	午前	午後	夜間	時間貸し 使用料
				9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	1時間毎
レセプションルーム1001	10	50	96	5,000	6,000	6,000	2,000
レセプションルーム1002	10	60	113				
1001+1002	10	110	209	10,000	12,000	12,000	4,000

※レセプションルームの定員は、パーティー形式の平均的なものです。

施設名	階	定員 (人)	面積 (㎡)	午前	午後	夜間
				9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00
特別会議室	6	30	86	6,000	7,500	7,500
会議室 901	9	108	204	9,000	12,000	12,000
会議室 801	8	45	86	4,000	5,000	5,000
会議室 905	9	36	86			
会議室 802	8	30	72	3,000	4,500	4,500
会議室 803	8	30	72			
会議室 904	9	30	75			
会議室 902	9	30	57	2,500	3,500	3,500
会議室 903	9	30	58			
会議室 906	9	24	60			
会議室 804	8	18	39	1,500	2,500	2,500
会議室902+会議室903	9	60	115	5,000	7,000	7,000
会議室904+会議室905	9	66	161	7,000	9,500	9,500
会議室802+会議室803	8	60	144	6,000	9,000	9,000

お問い合わせ 神戸市産業振興センター 360-3200

① 事業内容

県下の小売事業者の経営に役立つ各種情報を無料で提供しています。また、小売事業者の抱える諸問題にお答えするため、無料相談を実施しています。お気軽にご利用ください。

② 情報提供サービス

①ビデオ・DVDの貸出しサービス	商業経営に役立つビデオ・DVDの貸出しサービスを行っています。
②商圈地図情報の提供	商業統計、国勢調査の人口統計等による業種別商店数や月間販売額、年齢階層別人口などをデータとして、商圈情報を提供しています。
③情報誌「商ひょうご」の発行	商店街情報や先進的取り組み事例等を取り上げ、商業経営に参考となる情報誌を提供しています。
④展示会・イベント・講習会・活性化事例情報サービス	商業者に役立つ展示会、イベント、講習会情報、活性化事例情報を収集し、提供しています。

③ 小売商業活性化相談

毎週火曜日の9:00~12:00、13:00~17:00、専門家が相談にお答えします。(窓口相談、電話・メールも可)

(公財) ひょうご産業活性化センター 商業支援課
神戸市中央区雲井通5-3-1 サンパル6階
TEL (078)291-8171 FAX(078)230-8391
メールアドレス retail@staff.hyogo-iic.ne.jp

お問い合わせは

(公財) ひょうご産業活性化センター 商業支援課

291-8171

VII 国の支援制度（経済産業省）

国の支援制度（経済産業省）

ここでは、国の主な支援制度を紹介します。

(1) 中小商業活力向上事業

本事業は、商店街等が地域コミュニティの担い手として実施する、少子化、高齢化等の社会課題に対応した空き店舗活用事業や地域資源を活用した集客事業等、集客力向上又は売上増加の効果のある取組を支援することにより、商店街の活性化を図ることを目的として実施するものです。

(ア) 補助率 3分の2、2分の1、3分の1

- ・補助率3分の1・・・1つの社会課題に対応した事業
- ・補助率2分の1・・・複数の社会課題に対応した事業
- ・補助率3分の2・・・複数の社会課題に対応した事業のうち、地域商店街活性化法の認定を受けて実施する事業

(イ) 補助額 上限：2億円 下限：100万円

(ウ) 補助対象団体

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会議所、商工会、商工会連合会、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、民間事業者（定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者に限る。）

※事業区分により一部補助金上限額や補助事業者の要件が異なります。

(エ) 補助対象事業 支援対象となるのは、商店街等において実施する新たな事業であって、下記の社会課題に対応した集客力向上又は売上増加の効果のある商店街の活性化を図る施設整備事業又は活性化支援事業とします。

- ① 少子化
- ② 高齢化
- ③ 安全・安心
- ④ 地域資源活用・農商工連携
- ⑤ 創業・人材
- ⑥ 環境

1. ハード事業

(1) 組合等が実施する施設整備

- ①アーケード
- ②ファサード整備（主に店舗のうち商店街の通りに面している外壁の整備に係るもの—高度化事業のうち中小小売商業振興法第4条第1項に基づく事業又は商店街活性化事業計画に基づく事業であること。）
- ③街路灯
- ④カラ—舗装
- ⑤駐車場
- ⑥イベント広場
- ⑦交流施設（コミュニティ施設、多目的ホール、情報センター、展示場、会議室、研修室、カルチャ—教室、児童遊戯施設、休憩施設 等）
- ⑧商業インキュベータ
- ⑨店舗（テナントミックスに資するものに限る。）
- ⑩公衆便所 等

(2) 組合等または民間事業者が実施する施設設備

- ①バリアフリー対応設備
- ②防犯対応設備
- ③地域資源を活用し商店街等の活性化を図る事業に必要な施設及び設備
- ④農商工連携により商店街等の活性化を図る事業に必要な施設及び設備
- ⑤環境リサイクル対応設備
- ⑥ポイントカードシステム 等

2. ソフト事業

(1) 商店街等活性化支援

イベント事業、福祉・コミュニティビジネス事業、商店街マネジメント事業、商店街人材育成事業等の実施により、商店街等の活性化を図る事業。

(2) 空き店舗活用支援

商店街等の空き店舗等を活用して行う、商店街等の活性化に寄与する施設を設置・運営する事業。(チャレンジショップ事業、保育サービス施設や高齢者の交流施設(両者を一体に運用するものを含む)等のコミュニティ施設、地域農産品等のアンテナショップ等)

(3) アーケード等撤去支援

被災・老朽化したアーケード等を撤去し、安全確保・まちなみ創造・景観向上を推進し、商店街等の活性化を図る事業。

お問い合わせは

近畿経済産業局流通・サービス産業課

06-6966-6025

商業振興関係機関一覧

	相談窓口	所在地	電話番号
神戸市	神戸市産業振興局商業課	神戸市中央区加納町6-5-1 (市役所1号館7階)	直 通 322-5336 FAX 322-6078 E-mail:shogyo@office.city.kobe.lg.jp
	神戸市産業振興局 中小企業振興センター	神戸市中央区東川崎町1-8-4 (神戸市産業振興センター1階)	融資 360-3205 360-3206
	神戸市産業振興財団	神戸市中央区東川崎町1-8-4 (神戸市産業振興センター6階)	商業支援情報 360-3203 ベンチャー支援情報 360-3209 ISO・情報提供 360-3208 相談(技術) 360-3320 研 修 360-3196 貸会議室 360-3200
兵庫県	兵庫県産業労働部産業振興局経営商業課	神戸市中央区下山手通5-10-1 (兵庫県庁1号館8階)	341-7711 (代表)
	兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室	神戸市中央区下山手通5-10-1 (兵庫県庁1号館8階)	341-7711 (代表)
	兵庫県神戸県民局商工労政課	神戸市中央区中山手通6-1-1 (神戸総合庁舎6階)	361-8637
	ひょうご産業活性化センター 商業支援課	神戸市中央区雲井通5-3-1 (サンパル8階)	291-8171
	兵庫県中小企業団体中央会	神戸市中央区下山手通4-16-3 (兵庫県民会館3階)	331-2045 (代表)
国	近畿経済産業局産業部 中小企業課 流通・サービス産業課	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6023 06-6966-6025
神戸商工会議所	経営支援センター	神戸市中央区東川崎町1-8-4 (神戸市産業振興センター6階)	367-2010
	東神戸支部(東灘区・灘区)	神戸市灘区友田町3-6-15 (KHK 灘ビル3階) 東側入口をご利用ください	843-2121
	中央支部 (中央区・兵庫区・北区)	神戸市中央区東川崎町1-8-4 (神戸市産業振興センター1階)	367-3838
	西神戸支部(長田区・須磨区)	神戸市長田区久保町6-1-1-302 (アスタくにづか4番館東棟3階)	641-3185
	垂水支部(垂水区・西区)	神戸市垂水区日向1-6-1-206 (レバンテ垂水三番館2階)	706-1234

平成23年度 商店街・小売市場のための支援策ガイド

平成23年4月

編集

神戸市産業振興局商業課

TEL:078-322-5336 FAX:078-322-6078